（年間の高額療養費の決定の請求等）

第百五条の四の二　［略］

一　組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

［2～5　略］

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の四の三　［略］

一　組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　略］

2　［略］

3　［略］

一　組合員等記号・番号

［二～六　略］

［4～6　略］

（特定疾病給付対象療養の認定）

第百五条の五の二　［略］

一　組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　略］

［2～7　略］

（特定疾病に係る療養の認定）

第百五条の五の三　［略］

一　組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　略］

2　［略］

3　組合は、第一項の書類の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）であつて、当該組合員又はその被扶養者に係る資格確認書の交付又は提供を受けているものに対して別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。

4　認定を受け、保険医療機関等から健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとする者が、第九十九条第二項第一号又は第二号に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第二項第一号又は第二号に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

5　［略］

6　第九十条から第九十四条までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。この場合において、第九十一条第一項中「することができる」とあるのは「しなければならない」と読み替えるものとする。

7　第一項から前項までの規定は、法第五十九条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第一項中「被扶養者」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける組合員であつた者が退職した際に被扶養者であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と、同項第一号中「組合員等記号・番号」とあるのは「特別療養証明書の組合員等記号・番号」と、第三

（年間の高額療養費の決定の請求等）

第百五条の四の二　［同上］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　同上］

［2～5　同上］

（年間の高額療養費の支給及び証明書の交付の申請等）

第百五条の四の三　［同上］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～六　同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　組合員証の組合員等記号・番号

［二～六　同上］

［4～6　同上］

（特定疾病給付対象療養の認定）

第百五条の五の二　［同上］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二～四　同上］

［2～7　同上］

（特定疾病に係る療養の認定）

第百五条の五の三　［同上］

一　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［二・三　同上］

2　［同上］

3　組合は、第一項の書類の提出に基づき認定を行つたときは、認定を受けた者（その者が被扶養者であるときは、その者を扶養する組合員）に対して別紙様式第二十一号の二による特定疾病療養受療証を交付しなければならない。

4　認定を受け、保険医療機関等から健康保険法施行令第四十一条第九項に規定する療養を受けようとする者が、第九十九条第二項（第三号を除く。）に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき（第百五条第一項の規定により読み替えて準用する第九十九条第二項（第三号を除く。）に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるときを含む。）は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出できない場合には、この限りでない。

5　［同上］

6　第九十条から第九十四条までの規定は、特定疾病療養受療証について準用する。

7　第一項から前項までの規定は、法第五十九条第一項又は第二項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第一項中「被扶養者」とあるのは「法第五十九条第一項の規定の適用を受ける組合員であつた者が退職した際に被扶養者であつた者」と、「その者を扶養する組合員」とあるのは「退職した際にその者を扶養していた組合員であつた者」と、同項第一号中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、第三項中「被扶養者」とあるのは「法